

静岡県長寿社会保健福祉計画 推進・策定部会の進め方

令和 7 年 7 月10日

令和 7 年度 第 1 回 静岡県長寿社会保健福祉計画推進・策定部会

第10次静岡県長寿社会保健福祉計画の概要及び推進体制

計画の趣旨

- 高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、「地域包括ケアシステム」の充実のための様々な体制や環境を、各市町が段階的に整備するための介護保険事業計画(市町計画)の推進を支援するための計画です。
- 静岡県保健医療計画や静岡県地域福祉支援計画などの関連計画との整合・調和を図り、地域包括ケアシステムを充実するため、3年間の施策の方向性や目標、具体的な取組を定めています。

計画の位置付け

■法的な位置付け

- 老人福祉法に基づく「静岡県老人福祉計画」
- 介護保険法に基づく「静岡県介護保険事業支援計画」

■静岡県の新ビジョン(総合計画)の分野別計画

計画期間

- 2024（令和6）年度から
2026（令和8）年度までの3年間

計画の推進・進捗管理

■事業の推進

- 計画推進・策定部会をはじめ静岡県社会福祉審議会老人福祉専門分科会や静岡県地域包括ケア推進ネットワーク会議、認知症施策推進部会、地域リハビリテーション推進部会、圏域会議などの意見を踏まえ、事業を推進していきます。

■進捗管理

- 施策・事業の推進に当たっては、計画期間に実施する具体的な取組及び数値目標を掲げ、進捗管理を行い、その結果を公開します。
- 数値目標は、本県の総合計画をはじめとした関係計画との整合を図っており、他の計画において新たな目標値を設定した段階で変更します。

法的根拠

	静岡県保健 医療計画	静岡県長寿社会保健福祉計画		市町高齢者保健福祉計画	
		介護保険事業 支援計画	老人福祉計画	介護保険事業計画	老人福祉計画
主体	県	県		市町	
根拠法	医療法	介護保険法・老人福祉法		介護保険法・老人福祉法	
主な内容	医療提供体制の確保 を図るための計画 ・6 疾病・5 事業及び 在宅医療等の医療 提供体制 ・地域医療構想の実現	■ 老人福祉(高齢者保健福祉)圏域 ■ 市町の介護保険事業計画の支援に 関すること ○介護給付等サービスごとの見込み (市町合計) ○市町の自立支援等の取組の支援 に関する取組、目標 ◆任意記載事項 ○右記の市町の取組の支援に 関すること 等		■ 日常生活圏域 ■ 介護保険事業に係る保険給付の 円滑な実施に関すること ○介護給付等サービスごとの見込み ※静岡県保健医療計画と整合 ○地域支援事業の量の見込み ○自立支援等の取組、目標 ◆任意記載事項 ○在宅医療・介護連携 ○認知症施策 ○地域ケア会議 ○包括支援センターの運営 等	
計画期間	6 年間 (3 年で中間見直し)	3 年間(現行計画は2024～2026年度)			

計画の理念と施策の体系

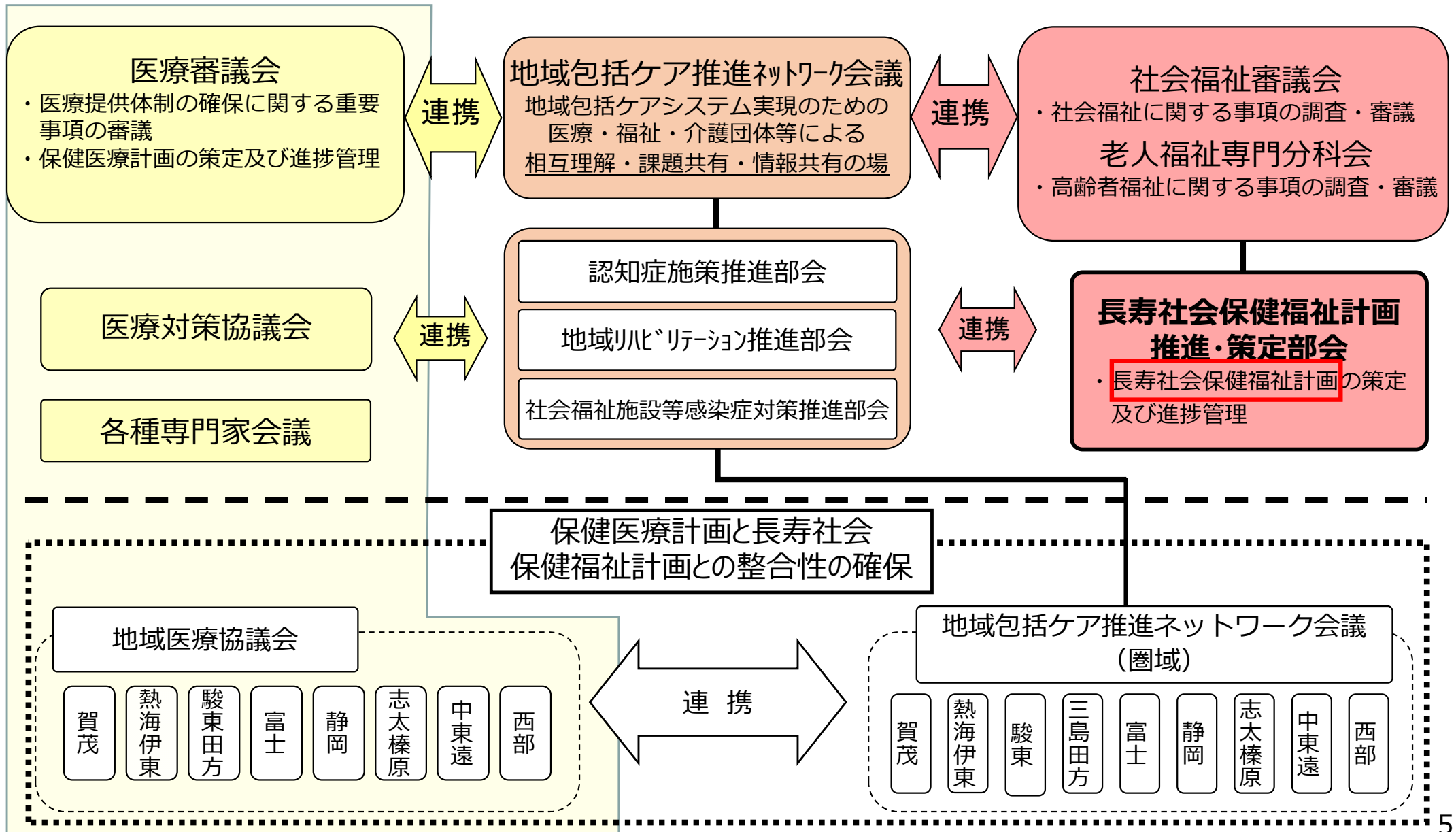
【理念】 地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現

地域で支え合い	健やかに	安心して最期まで暮らせる	第1 誰もが暮らしやすい 地域共生社会の実現	1 分野を越えた福祉の推進 2 地域活動の推進 3 地域共生社会の環境整備 4 安全・安心の確保
			第2 健康づくりと介護予防・ 重度化防止の推進	1 静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿 2 各段階における地域リハビリテーションの充実 3 健康づくりの推進
			第3 認知症とともに暮らす 地域づくり	1 認知症を正しく知る社会の実現（知る） 2 認知症の発症を遅らせる環境の整備（遅らせる） 3 地域で支え合いつなげる社会の実現（支え合う） 4 誰もが障壁なく暮らす地域づくり（暮らす）
			第4 在宅生活を支える医療・ 介護の一体的な提供	1 在宅医療・介護連携の推進 2 在宅医療のための基盤整備 3 人生の最終段階を支える体制整備
			第5 自立と尊厳を守る 介護サービスの充実	1 介護サービス基盤の整備 2 介護サービスの質の確保・向上 3 介護サービスの安全対策の推進 4 利用者及び介護家族等への支援 5 適正な介護保険制度の運用
			第6 地域包括ケアを支える 人材の確保・育成・定着	1 介護職員の確保・育成・定着 2 ケアマネジャーの確保・ケアマネジメントの質の向上・定着 3 多様な担い手の確保・育成・定着

長寿社会保健福祉計画の推進体制

保健・医療

福祉・介護



<参考> 新たな地域医療構想

新たな地域医療構想に関するとりまとめの概要

厚生労働省ホームページより

※令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会とりまとめより作成

医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- ・「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- ・外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

新たな地域医療構想

(1) 基本的な考え方

- ・2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進
(将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等)
- ・新たな構想は27年度から順次開始
(25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等)
- ・新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進める

(2) 病床機能・医療機関機能

- ① 病床機能
 - ・これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ
- ② 医療機関機能報告 (医療機関から都道府県への報告)
 - ・構想区域ごと(高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能)、広域な観点(医育及び広域診療機能)で確保すべき機能や今後の方向性等を報告
- ③ 構想区域・協議の場
 - ・必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で協議 (議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議)

(3) 地域医療介護総合確保基金

- ・医療機関機能に着目した取組の支援を追加

(4) 都道府県知事の権限

- ① 医療機関機能の確保 (実態に合わない報告見直しの求め)
- ② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等
 - ・必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合に許可
 - ・既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める

(5) 国・都道府県・市町村の役割

- ① 国(厚労大臣)の責務・支援を明確化 (目指す方向性・データ等提供)
- ② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努める
- ③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用

(6) 新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

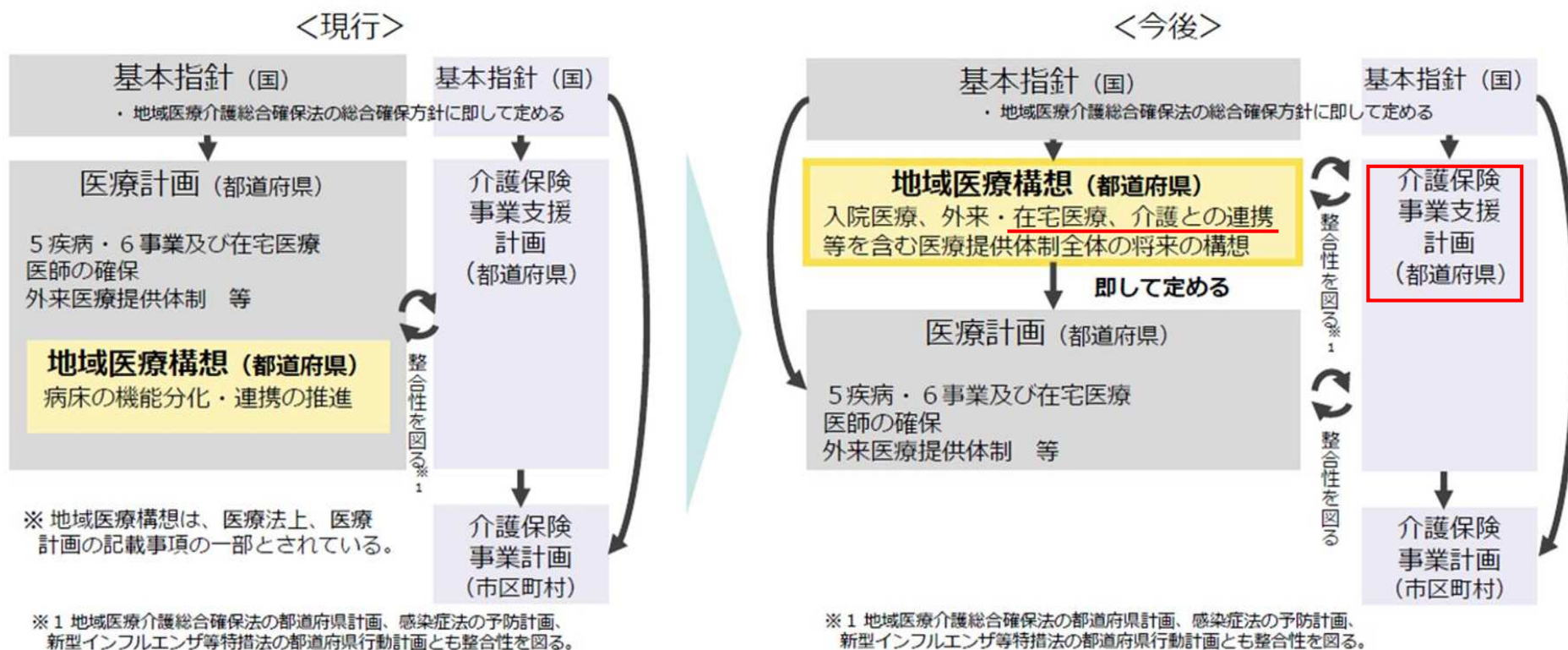
- ・精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする

<参考> 新たな地域医療構想

新たな地域医療構想と医療計画の関係の整理（案）

厚生労働省 新たな地域医療構想等に関する
検討会（R6.12.3）資料抜粋

- 新たな地域医療構想について、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等も含めた医療提供体制全体の地域医療構想とする方向で検討を行っており、地域医療構想と医療計画の関係の整理を行うこととしてはどうか。
 - ・ 新たな地域医療構想について、医療計画の記載事項の一つではなく、地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性を定めるとともに、医療機関機能に着目した医療機関の機能分化・連携、病床の機能分化・連携等を定めるものとする。新たな地域医療構想においても、介護保険事業支援計画等の関係する計画との整合性を図る。
 - ・ 医療計画について、地域医療構想の6年間（一部3年間）の実行計画として、新たな地域医療構想に即して、5疾病・6事業及び在宅医療、医師確保、外来医療等に関する具体的な取組を定めるものとする。



各会議の概要

区分	目的	構成員
社会福祉 審議会	○社会福祉に関する事項の調査・審議 (老人福祉専門分科会) ○老人福祉に関する事項の調査・審議	■委員数（30人） 社会福祉事業に従事する者、学識経験者、県議会委員 (老人福祉専門分科会) ■委員数（10人）
長寿社会 保健福祉 計画推進・ 策定部会	○第10次(現行)計画の進捗管理 ○第11次(次期)計画の策定 ・県の介護保険事業支援計画の策定 ・市町の次期計画策定に係る県方針の検討	■委員数（19人） 老人福祉施設協議会、老人保健施設協会 地域包括・在宅介護支援センター協議会、 社会福祉協議会、介護福祉士会、 ホームヘルプ・連絡協議会、介護支援専門員協会、 訪問看護ステーション協議会、 リハビリテーション専門職団体協議会、社会福祉士会 医師会、歯科医師会、薬剤師会、 看護協会、病院協会、慢性期医療協会、 行政、自治会連合会、認知症の人と家族の会

各部会の概要

区分	目的	構成員
認知症 施策推進 部会	○県全体の認知症施策の推進とその効果的な実施についての検討 ○医療・介護を始めとする専門職の連携強化 ○市町における認知症施策推進体制の構築支援	■委員数（13人） 学識経験者、認知症の人と家族の会、医師会、認知症疾患医療センター、歯科医師会、看護協会、栄養士会、介護支援専門員協会、老人福祉施設協議会、認知症高齢者グループホーム連絡協議会、小規模多機能型居宅介護事業者連絡会、地域包括・在宅介護支援センター協議会、行政
地域リハビリ テーション 推進部会	○県全体の地域リハビリテーションの推進とその効果的な実施についての検討 ○医療・介護を始めとする専門職の連携強化 ○市町における地域リハビリテーション施策推進体制の構築支援	■委員数（12人） 学識経験者、医師会、訪問看護ステーション協議会、地域リハビリテーション広域支援センター、介護支援専門員協会、ホームヘルパー連絡協議会、地域包括・在宅介護支援センター協議会、理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会、リハビリテーション専門職団体協議会、行政
社会福祉 施設等感 染症対策 推進部会	○社会福祉施設等における感染症対策に係る医療、介護、福祉の連携強化 ○社会福祉施設等における感染症対策の適正な実施	■委員数（13人） 医療、介護、福祉等の関係者

全体の流れ

時期	令和6年度			令和7年度				令和8年度			
	～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
社福審	1回 7/19 進捗報告				1回 進捗報告				1回 骨子等	2回 素案	3回 最終案
計画部会			1回 進め方 個別課題		1回 個別課題	2回 個別課題	3回 課題まとめ 県方針		1回 骨子等	2回 素案	3回 最終案
ネットワーク 会議 (県)	1回 10/31 意見交換		2回 3/10 意見交換		1回 進捗報告		2回 整合性確保		3回程度 骨子・本文案 等		
地域リハ・ 認知症	1回 進捗報告等		2回 進捗・ 来年度取組		2回程度 取組評価・課題整理				3回程度 骨子・本文案 等		
					2回程度 取組評価・課題整理・骨子				3回程度 本文案 等		
圏域 会議	1回～2回 各圏域の現状と課題				2回～3回 各圏域計画の進捗確認・課題整理				3回程度 課題への対応・圏域計画案 等		
国市町等	市町ヒアリング			市町ヒアリング (進捗状況)	ニーズ調査依頼 (国担当課長会議)	○課題の整理 地域分析		骨子作成	本文素案作成	最終案作成	計画策定 保険料改定
						生活と意識に関する調査 (国担当課長会議)		市町ヒアリング (県方針確認)	ニーズ調査公表 基本指針案 (国担当課長会議)	パブコメ実施(12月～1月) サービス量推計(複数回) ← サービス量最終集計	
									市町ヒアリング(2回実施) ①自然体推計終了後 ②施策反映推計後		

計画推進・策定部会の進め方

■ 目的

- 第10次(現行)計画の進捗管理
 - ・圏域計画での議論を踏まえた、全県的な計画の進捗状況の把握
 - ・次期計画の策定に向けた課題のまとめ
- 第11次(次期)計画の策定
 - ・第10次計画の進捗管理を踏まえた今後の対応方針の検討 ⇒ 県の介護保険事業支援計画の策定
 - ・市町の次期計画策定に係る県方針の検討

■ 部会の進め方

- ・現行計画の柱をベースに個別テーマを設定し、R6第1回、R7第1・2回で個別テーマに関する課題等について、御意見を頂き、次期計画の充実すべき点等について検討。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時期 ・ 内容	委員推薦・委嘱 第1回 2/3 ・部会の進め方 ・個別テーマ① 地域共生社会の実現 (第1の柱)	第1回 7/10 ・個別テーマ② 医療介護連携 (第4の柱) 第2回 11月頃 ・個別テーマ③ 介護サービス基盤・人材の確保 (第5・6の柱) 第3回 2月頃 ・課題まとめ ・県方針の検討	第1回 8月頃 ・計画策定 (骨子) 第2回 11月頃 ・計画策定 (素案) 第3回 2月頃 ・計画策定 (最終案)

施策の体系（再掲）

R6
第1回

第1

誰もが暮らしやすい
地域共生社会の実現

- 1 分野を越えた福祉の推進
- 2 地域活動の推進
- 3 地域共生社会の環境整備
- 4 安全・安心の確保

第2

健康づくりと介護予防・
重度化防止の推進

- 1 静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿
- 2 各段階における地域リハビリテーションの充実
- 3 健康づくりの推進

第3

認知症とともに暮らす
地域づくり

- 1 認知症を正しく知る社会の実現（知る）
- 2 認知症の発症を遅らせる環境の整備（遅らせる）
- 3 地域で支え合いつなげる社会の実現（支え合う）
- 4 誰もが障壁なく暮らす地域づくり（暮らす）

第4

在宅生活を支える医療・
介護の一体的な提供

- 1 在宅医療・介護連携の推進
- 2 在宅医療のための基盤整備
- 3 人生の最終段階を支える体制整備

第5

自立と尊厳を守る
介護サービスの充実

- 1 介護サービス基盤の整備
- 2 介護サービスの質の確保・向上
- 3 介護サービスの安全対策の推進
- 4 利用者及び介護家族等への支援
- 5 適正な介護保険制度の運用

第6

地域包括ケアを支える
人材の確保・育成・定着

- 1 介護職員の確保・育成・定着
- 2 ケアマネジャーの確保・ケアマネジメントの質の向上・定着
- 3 多様な担い手の確保・育成・定着

※地域リハ・
認知症の各部会
で検討

R7
第1回

R7
第2回